

新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する小委員会

小委員会調整案

協議第 9 号 新市の名称について（名称の決定方法の確認）

新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。

ただし、3町の名称は使用しないものとする。

募集要項

（４）応募基準

名称に「天王」「昭和」「飯田川」（読みも含む）は使用しない。

新市としてふさわしい名称。

協議第 10 号 新市の事務所の位置について（合併時の事務所の位置の確認）

1. 新市の事務所の位置は、新市の庁舎の建設までの間、南秋田郡天王町天王字上江川 47 番地 100 とする。
2. 新市の庁舎は本庁方式により天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し、選定する。
3. 新市の庁舎の建設は新市建設計画（財政計画を含む）に明記し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設する。

協議第 11 号 財産の取扱いについて（財産及び債務の取扱い）

3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。